

野田市長期継続契約を締結することが
できる契約に関する条例施行規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第 2 号

野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則の一部を改正する規則

野田市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則（平成 20 年野田市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 映像記録の作成に関する業務を委託する契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。